先進的デジタル技術実証事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、デジタル技術活用による課題解決とビジネス創出による県内産業の振興を目的として、県内産業の課題解決や新たな価値創出等に寄与する、デジタル技術を活用したビジネスモデルの企画、システムの開発・実証を行う事業(以下「開発・実証事業」という。)に要する経費について、予算の範囲内において、先進的デジタル技術実証事業補助金(以下「本補助金」という。)を交付するものとし、その交付等に関しては、補助金等交付規則(昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

- 第2 この要綱における「県内 IT 企業」とは、 宮城県内に本社若しくは本店又は製品開 発拠点を置くソフトウェアの開発を行う事業者をいう。
- 2 この要綱における「県内ユーザー企業等」とは、開発・実証事業で開発するシステムを業務に活用する、宮城県内に本社若しくは本店又は支店等を置く事業者等をいう。
- 3 この要綱における「共同企業体」とは、県内 IT 企業と県内ユーザー企業等を構成員 として含む組織をいう。
- 4 この要綱における「幹事法人」とは、共同企業体に所属し、中核として開発・実証 事業を推進する県内 IT 企業をいう。

(補助金の交付対象)

- 第3 本補助金の交付対象となる事業は、共同企業体が宮城県内で実施する開発・実証 事業とする。ただし、当該開発・実証事業が、過年度に国若しくは地方自治体又はその他 団体の補助金の交付を受けている場合は、対象外とする。
- 2 助成金など外部からの収入がある場合においては、当該収入の対象となる経費は、前項に定める本補助金の交付対象となる経費から除くものとする。

(補助対象経費及び補助率)

第4 本補助金の交付の対象となる経費は、別表1に掲げるもののうち知事が必要かつ適当 と認めるものとし、その補助率及び補助限度額は、別表2のとおりとする。

(交付の申請)

- 第5 規則第3条第1項の規定による本補助金交付申請書の様式は、様式第1号によるもの とし、その提出期限は、知事が別に定める日とする。
- 2 前項の申請書の提出部数は1部とする。
- 3 次の各号のいずれかに該当する事業者等は、交付申請をすることができない。
 - (1) 暴力団排除条例(平成22年宮城県条例第67号)に規定する暴力団又は暴力団員 等
 - (2) 県税に未納がある者
- 4 知事は、前項第1号に規定する暴力団又は暴力団員等に関する事項について、県警本部 長あて照会することができる。
- 5 本補助金の交付申請は幹事法人が行うものとする。

(申請の際の消費税及び地方消費税)

第6 本補助金の交付を申請しようとする幹事法人(以下「申請者」という。)は、規則第3条第1項の申請をするに当たり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)及び地方税法(昭和25年法律第226号)に基づく仕入に係る消費税及び地方消費税として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た額をいう。以下同じ。)を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及

び地方消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付の決定)

- 第7 知事は、規則第3条第1項の申請を受けたときは、その内容を審査し、本補助金を交付すべきものと認めるときは、本補助金の交付決定を行うものとする。
- 2 知事は、第6のただし書による交付の申請がなされたものについては、本補助金に係る 消費税等仕入控除税額について、本補助金の額の確定において減額を行うこととし、その 旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(交付の条件)

- 第8 規則第5条の規定により付する条件は、次のとおりとする。
- 2 補助事業の内容の変更又は補助事業に要する経費の配分の変更をする場合においては、 様式第2号により知事の承認を受けること。ただし、補助事業の内容の変更が軽微であって、補助事業に要する経費相互間の20%以内の変更にあっては、この限りでない。
- 3 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、様式第3号により知事の承認を受けること。

(状況報告等)

- 第9 規則第10条の報告は、様式第4号によるものとし、本補助金の交付決定のあった年度の11月15日現在における補助事業の遂行状況を、翌月20日までに知事に報告しなければならない。
- 2 知事は、前項の報告のほか、必要と認めるときは、本補助金の交付が決定された共同企業体(以下「補助事業者」という。)から補助事業の遂行状況について報告を求め、又は現 地調査を行い、本補助金の使用状況を調査することができる。

(実績報告)

- 第10 規則第12条第1項の補助事業実績報告書は、様式第5号によるものとする。
- 2 前項の報告書の提出部数は1部とする。
- 3 第1項の報告書の提出期限は、補助事業の完了若しくは廃止承認の日から20日を経過 した日又は交付の決定のあった日の属する県の会計年度(以下「補助事業年度」という。) の翌年度の4月20日のいずれか早い日までとする。

(実績報告に係る消費税及び地方消費税)

第11 補助事業者は、規則第12条第1項の規定による実績報告を行うに当たって、当該 補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、当該消費税 及び地方消費税仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の交付方法)

- 第12 本補助金は、規則第13条に規定する本補助金の額の確定後に幹事法人に対し交付するものとする。ただし、知事は、補助事業の遂行上必要と認めるときは、規則第15条ただし書の規定により概算払により交付することができる。
- 2 前項ただし書による本補助金の概算払で本補助金の交付を受けようとする補助事業者は、 様式第6号による補助金概算払請求書を知事に提出しなければならない。
- 3 第1項の規定により交付した補助金にかかる共同企業体構成員間の求償関係について、 宮城県は一切の責任を負わない。

(消費税及び地方消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第13 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に 係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合には、様式第7号により速やかに 知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。 (産業財産権に関する届出)

第14 補助事業者は、補助事業年度又は補助事業年度の終了後3年以内に、補助事業に基づく発明、考案等に関する特許権、実用新案権又は意匠権(以下「産業財産権」という。)について、それらを出願し、取得し、若しくは譲渡した場合又はそれらに実施権を設定した場合には、その旨を当該年度の終了後20日以内に、様式第8号により、知事に届け出なければならない。

(成果の事業化)

- 第15 補助事業者は、補助事業に基づき取得した成果の事業化に努めなければならない。
- 2 補助事業者は、補助事業年度の終了後3年間において、毎会計年度終了後20日以内に 当該補助事業に係る過去1年間の事業化状況について、様式第9号により、知事に報告し なければならない。

(成果の発表及び調査)

- 第16 知事は、本補助金の交付を受けて行った補助事業の成果について、必要があると認めるときは、補助事業者に成果を発表させることができる。
- 2 知事は、特に必要と認めたときには、補助事業者等に対して、業務状況等を明らかにするために関係帳簿その他の必要な書類の提出を求め、及び調査を行うことができる。

附則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行し、令和4年度予算に係る本補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行し、令和6年度予算に係る本補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

別表1

経費区分	内 容
原材料費	原材料及び副資材の購入に要する経費
機器設備費	機器設備の借用・保守・改造及び修繕に要する経費
消耗品費	耐用年数1年未満、取得単価が税込み5万円未満の物品購入にかかる経費
外注費	補助事業者が直接実施することができない又は適当でないものについて、 他の事業者に外注するために要する経費 注)補助対象経費に占める外注費の割合は1/3を限度とする
旅費	打合せ、研究開発等のための移動に要する経費
専門家謝金	開発・実証事業に関連して専門家からの指導受け入れに要する経費
人件費	技術開発に直接関与する者の人件費 ・ただし、直接作業時間に対するものに限る
その他の経費	開発・実証に当たって、特に必要と認められる経費 ・原則として、当該事業のために使用されることが特定・確認できるもの に限る

別表 2

補助率	補助事業に要する経費の3分の2以内
補助限度額	5百万円